

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
監査	社会福祉法人白老会	つゆくさ	令和2年6月18日(木)、6月23日(火)	就労継続支援A型 就労継続支援B型	管理者の責務	生産活動の業務の実施状況の把握は出来ていたが、個別支援計画の作成等及び苦情解決、虐待の防止のための措置に関する事項など、運営に関する基準を遵守するための指揮命令が不十分であった。	○	これまで管理者とサービス管理責任者が兼務であり、十分な対応ができていなかったが、本年7月1日付けで、管理者補佐を置き、これによって管理者の負担を軽減し、管理者が適正な指揮・命令を行うことのできる組織体制の改善に着手した。
					個別支援計画の作成等	管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成(変更)に関する業務を担当させなければならないが、アセスメントの記録や支援会議の記録が不十分であり、適切な管理者の監督がなされていない。	○	上記項目と同様に、管理者とサービス管理責任者が兼務であり、個別支援計画の作成(変更)に係る業務に不十分な処理があったが、管理者補佐を置くことにより、サービス管理責任者が本来の職務に専念できる体制を整備した。
					一般原則(虐待防止)	虐待防止のための研修が行われていない。	○	年間の研修計画の中で、虐待防止、人権意識をテーマとした研修の充実を図るほか、毎月1度開催を予定している職員定例ミーティングにおいても、定期的に当該理念に触れる機会を増やし、職員一人一人が日頃から常に「虐待防止」及び「人権尊重」の意識をもって職務にあたることのできるような組織作りにも努めることとする。
実地指導	株式会社アキヨシフードサービス	SOI STANCE	令和2年9月8日(火)	自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型	一般原則(虐待防止)	虐待防止のための研修が行われていない。		
					契約支給量の報告	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。		
					勤務体制の確保等	各事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。		
実地指導	株式会社RELIFE	みらいず	令和2年9月14日(月)	自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型	非常災害対策	非常災害に備えるための定期的な訓練が行われていない。		
				就労継続支援B型	工賃の支払等	令和元年度の決算において、工賃が過払い(生産収入から収入経費等を控除したもの以上)となっていた。		
実地指導	株式会社ニテイ学館	ニテイケアセンター両三柳	令和2年10月6日(火)	居宅介護・重度訪問介護	指摘事項なし			
実地指導	株式会社ニテイ学館	ニテイケアセンターみのかや	令和2年10月6日(火)	居宅介護・重度訪問介護	指摘事項なし			
実地指導	社会福祉法人遊歩	吾亦紅	令和2年10月12日(月)	就労継続支援B型	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。
					勤務体制の確保等	各事業所を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	多機能型事業所(生活介護・就労継続支援B型)と共同生活援助事業所の兼務の職員が多く、勤務実績記録表を作成し勤怠管理を行うこととした。今後はICTの導入なども検討する。
実地指導	社会福祉法人遊歩	夜見われもこの家	令和2年10月13日(火)	共同生活援助、短期入所	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。
					入退所の記録の記載等	利用契約をした時に、契約支給量等を受給者証に記載していない。	○	各利用者の受給者証を確認し、記載漏れのあった者の必要事項の掲載、確認印を押印した。
					勤務体制の確保等	各事業所を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	多機能型事業所(生活介護・就労継続支援B型)と共同生活援助事業所の兼務の職員が多く、勤務実績記録表を作成し勤怠管理を行うこととした。今後はICTの導入なども検討する。
実地指導	特定非営利活動法人あいぼりい	生活介護事業所あいぼりい	令和2年10月16日(金)	生活介護	口頭指摘事項のみ			

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	有限会社幸照	アヴニール幸照	令和2年10月22日(木)	就労継続支援B型	利用者負担額等の受領	食事の提供に要する費用の受領において、領収証を交付していない。	○	8~10月分の当該費用に係る領収証を交付した。
実地指導	株式会社浜田興業	まほろば	令和2年10月27日(火)	就労継続支援B型	契約支給量の報告	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。		
					勤務体制の確保等	月ごとの職員の勤務体制が作成されておらず、勤務実績を管理していないなど、勤怠管理が適切ではない。		
					給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	欠席に係る相談援助の記録がないものについて加算算定するなど、要件に合致しないものを算定している。		
					給付費の算定及び取扱い(送迎加算)	送迎加算 I を算定しているが、平均10人の利用がなく算定要件を満たしていない。		
実地指導	株式会社ライフ	グループホームLIFE	令和2年11月11日(水)	共同生活援助	一般原則(虐待防止)	虐待防止のための研修が行われていない。 また、選任した虐待防止責任者が、事業所責任者ではなく適切ではない。		
					入退居の記録の記載等	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。		
					勤務体制の確保等	職員の勤務実績を管理していないなど、勤怠管理が適切ではない。		
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に、立地条件などの具体的事項が記載されていない。		
実地指導	一般社団法人ぼかぼか	グループホーム木もれ陽	令和2年11月12日(木)	共同生活援助	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。		
					業務管理体制の整備等	法令遵守責任者を変更したにもかかわらず、変更届が提出されていない。		
実地指導	特定非営利活動法人幸伸	レゴリス幸伸	令和2年11月17日(火)	就労継続支援B型	工賃の支払等	令和元年度の決算において、工賃が過払い(生産収入から収入経費等を控除したものの以上)となっていた。		
					契約支給量の報告	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。		
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に従たる事業所が含まれていない。 また、避難訓練を実施した記録がない。		
					会計処理	令和元年度の決算において「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理がなされていない。		
					給付費の算定及び取扱い(基本報酬、施設外就労加算)	施設外就労の実施に必要な事項がなされていない。		
					業務管理体制の整備等	法令遵守責任者を変更したにもかかわらず、変更届が提出されていない。		

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	株式会社さくら	さくら事業所	令和2年11月24日(火)	就労継続支援A型	一般原則(虐待防止)	虐待防止のための研修が行われていない。		
					従業者の員数 給付費の算定及び取扱い(サービス管理責任者欠加減算、個別支援計画未作成減算)	サービス管理責任者について、資格要件を満たしていない。		
					賃金及び工賃	令和2年9月期決算において、賃金が過払い(生産収入から収入経費等を控除したものの以上)となっていた。		
					契約支給量の報告等	利用契約をした時に、契約支給量等を受給者証に記載していない。		
					契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。		
					訓練等給付費の額に係る通知等	代理受領通知を行っていない。		
					秘密保持等	業務上知り得た秘密について、従業者が秘密を保持するための必要な措置が講じられていない。		
					個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)において、担当者会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)の実施記録がない。		
					勤務体制の確保等	職員の勤務体制、勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。		
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に、立地条件などの具体的事項が記載されていない。また避難訓練について実施記録を作成していない。		
					給付費の算定及び取扱い(個別支援計画未作成減算)	個別支援計画が契約後1か月以上たっても作成されていないもの、見直しが行われていないものがある。		
					給付費の算定及び取扱い(送迎加算)	送迎加算Ⅰを算定しているが、平均10人の利用がなく算定要件を満たしていない。		
					業務管理体制の整備等	法令遵守責任者が退職したにもかかわらず、変更届が提出されていない。		
実地指導	株式会社さくら	グループホームさくら	令和2年11月24日(火)	共同生活援助	従業者の員数 給付費の算定及び取扱い(サービス管理責任者欠加減算、個別支援計画未作成減算)	サービス管理責任者について、資格要件を満たしていない。		
					入退居の記録の記載等	利用者が退去した際に、市町村へ報告をしていない。		
					給付費の算定及び取扱い(個別支援計画未作成減算)	個別支援計画が契約後1か月以上たっても作成されていないもの、見直しが行われていないものがある。		

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	特定非営利活動法人伯耆みらい	伯耆みらい	令和2年12月7日(月)	就労継続支援B型	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。		
					勤務体制の確保等	職員の勤務体制、勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。		
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に従たる事業所が含まれていない。		
					会計処理	令和元年度の決算において「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理を行ったことが確認できない。		
					給付費の算定及び取扱い(基本報酬、施設外就労加算)	施設外就労の実施に必要な事項がなされていない。		
					業務管理体制の整備等	法令遵守責任者を変更したにもかかわらず、変更届が提出されていない。		
実地指導	医療法人社団日翔会	おしどり荘訪問介護事業所	令和2年12月9日(水)	居宅介護	個別支援計画の作成	個別支援計画について、6か月ごとに必要に応じた計画変更、計画継続の場合の確認を行っていない。また、利用者の都合による変更があった場合の記録を残していない。		
				重度訪問介護	口頭指摘事項のみ			
実地指導	社会福祉法人日野町社会福祉協議会	社会福祉法人日野町社会福祉協議会おしどり作業所	令和2年12月9日(水)	就労継続支援B型	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。		
					給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	事業所都合に係る欠席について加算算定するなど、要件に合致しないものを算定している。		
					給付費の算定及び取扱い(基本報酬、施設外就労加算)	施設外就労の実施に必要な事項がなされていない。		
実地指導	一般社団法人ST	きくらげくらぶ	令和2年12月11日(金)	就労継続支援B型	サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、提供の都度、利用者から確認を得ていない。		
					個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。		
					給付費の算定及び取扱い(目標工賃達成指導員)	目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていないが、算定している。		
実地指導	特定非営利活動法人あかり広場	あかり広場	令和2年12月15日(火)	生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。		
					勤務体制の確保等	法人が運営する各事業所及び事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。		
				生活介護	給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	欠席に係る相談援助の記録がないものについて加算算定するなど、要件に合致しないものを算定している。		
					給付費の算定及び取扱い(人員配置体制加算)	勤務実績が不明瞭であるため、加算算定要件に合致した人員配置の可否が確認できない期間がある。		
		就労継続支援A型・就労継続支援B型	給付費の算定及び取扱い(基本報酬、施設外就労加算)	月2回の目標達成度についての評価等の記録が不十分である。				

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	特定非営利活動法人あかり広場	ピアットあかり	令和2年12月15日(火)	共同生活援助	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。		
					勤務体制の確保等	法人が運営する各事業所及び事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。		
実地指導	特定非営利活動法人あかり広場	生活サポートセンターあかりピアット・ネオ	令和2年12月15日(火)	短期入所	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。		
					サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、提供の都度、利用者から確認を得ていない。		
					勤務体制の確保等	法人が運営する各事業所及び事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。		
実地指導	社会福祉法人地域でくらす会	みんなの処	令和2年12月17日(木)	生活介護	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。		
					勤務体制の確保等	法人が運営する各事業所を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。		
					非常災害対策	避難訓練を実施していない。		